

武蔵野音楽大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

武蔵野音楽大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運用・管理を行うため、不正使用防止に関する基本方針を定め、必要な体制を整備する。

1. 責任体系の明確化

最高管理責任者

本学全体を統括し、研究費の運営および管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充て、以下に定める業務を行うものとする。

- (1)不正使用防止に関する基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。
- (2)統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者と連携し、公的研究費等の運営・管理にあたるものとする。

統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究費の運営および管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、総務部長をもって充て、以下に定める業務を行うものとする。

- (1)不正使用防止の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施しなければならない。
- (2)コンプライアンス推進責任者と連携をとりながら、不正使用防止のための啓発活動と教育を計画する。
- (3)不正使用防止対策の実施状況を確認するとともに、それを最高管理責任者に報告することとする。

コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指導の下、研究費の運営および管理に関する諸施策の実施・確認・教育・モニタリング等について実質的な責任と権限を持つものとし、総務部総務課長をもって、以下に定める業務を行うものとする。

- (1)不正使用防止を図るため、学内の公的研究費等に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

2. 適正な運用・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費に係るマニュアル等の他、学内研修や説明会等の実施により、公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持出来るか等の観点から常に見直しを行う。

また、ルールは、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正を未然に防止するため、不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定、実施状況の把握とモニタリング、および不正に係わる調査を行う。

最高管理責任者は、率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正使用防止計画の進捗管理を努めるものとする。

4. 研究費の適正な運用・管理活動

物品等の購入に係わる不正を防止するため、当事者以外の職員等が納品チェックを行う。また、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を科す旨を定める。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用等に関する通報に対応するため、本学総務部総務課に窓口を設置し、情報が適切に伝達される体制の構築に努める。

また、「武蔵野音楽大学公的研究費取扱規則」を本学 HP にて公開する事により、不正使用などの調査手続き、通報者の保護や関係者の守秘義務について、公正かつ透明性の高い運用を図る。

6. モニタリング体制の整備

公的研究費の適正な管理を行うため、監事と連携しながら公的研究費等に係わる内部監査担当がモニタリングおよび監査を行う。